

平成 25 年 8 月 9 日

報道発表資料

平成 25 年度川崎市障害者優先調達推進方針の策定について

「平成 25 年度川崎市障害者優先調達推進方針」を策定しましたので、お知らせします。

【概要】

1 目的

平成 25 年 4 月に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」に基づくとともに、本市の障害者雇用・就労施策をさらに推進するため、障害者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることにより、障害者の自立促進に資すること。

2 調達対象品目

事務用品や印刷物等の物品調達、及び清掃等の役務の提供

3 調達目標

平成 24 年度実績を上回ること

4 調達の推進方法

- ・供給可能物品等の情報提供
- ・随意契約（1 号、3 号）の活用
- ・就労施設に見合った発注量、納期の設定

5 民間企業における障害者の就業を促進するための措置

- ・府内の業務委託において障害者の実習受入の機会を増やす等、障害者雇用を促進する企業の受注機会の拡大を図ること。
- ・工事契約等においても、障害者雇用を促進させる入札（主観評価項目制度、総合評価入札方式）を活用すること。

問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課

電話 044-200-2096

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話 044-200-2663

平成 25 年度川崎市障害者優先調達推進方針

1 目的

障害者が自立した生活を営むためには、障害者雇用を支援するための仕組みを構築するとともに、就労する施設等の仕事を確保し、経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、本市においても、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）から物品及び役務（以下「物品等」という。）を優先的に調達するとともに、障害者の雇用拡大に向けた取り組みが必要である。

本方針は、平成 25 年 4 月に施行された、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づくとともに、本市の障害者雇用・就労施策も踏まえ、障害者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることにより、障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、市の全ての組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する

事業所（重度障害者多数雇用事業所）

- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

市が調達する物品等のうち、事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なもののもの。

6 調達の目標

平成25年度調達目標は、物品等について調達実績額が前年度を上回ることとする。

7 調達の推進方法

- (1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給できる物品等の情報については、適宜、収集を行い、各所属へ提供する。

- (2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

ア 新たに物品等を調達する場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達を障害者就労施設等に斡旋又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口を活用し発注の推進に努める。

- (3) 隨意契約による調達

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号に規定する随意契約の場合は、法定雇用率を達成している業者又は障害者就労施設等からの調達に努め、2者以上から見積書を徴する場合も、法定雇用率を達成している業者又は障害者就労施設等を1者以上含めるよう努める。

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

8 調達における留意事項

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、国や本市等における他の施策との調和を図る。
- (2) 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して設定する。
- (3) 物品の発注は、障害者就労施設等からの調達であることを考慮し、可能な限り計

画的に行うとともに、適切な納期の設定に努める。

9 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後に、その概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

10 民間企業における障害者の就業を促進するための措置

- (1) 庁内清掃等の業務委託を活用して、実習受入の機会を増やす等、障害者雇用を促進する企業の受注機会の拡大を図る。
- (2) 市の工事請負等の入札において、民間企業での障害者の雇用拡大を図るために、主観評価項目制度や総合評価一般競争入札方式の効果的な活用に努める。

11 指定出資法人等の調達

市は、川崎市契約条例第12条に規定する指定出資法人又は選定事業者が、本方針の趣旨に則り、障害者就労施設等への発注の推進に努めるよう指導又は要請を行う。

12 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当は、財政局資産管理部とする。

また、障害者就労施設等からの情報提供の担当は、健康福祉局障害保健福祉部とする。

13 施行期日

本方針は、平成25年8月9日から実施する。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

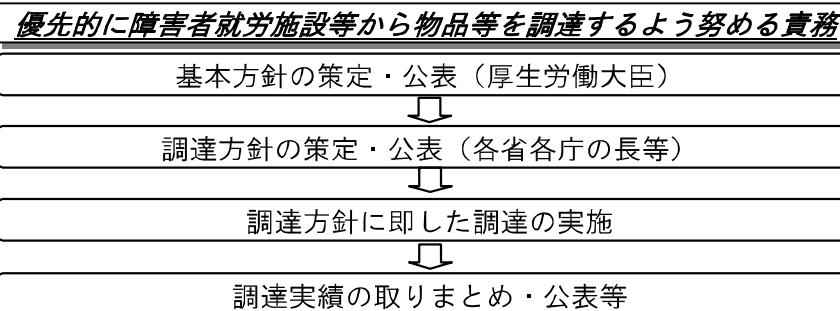
(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的（第1条）

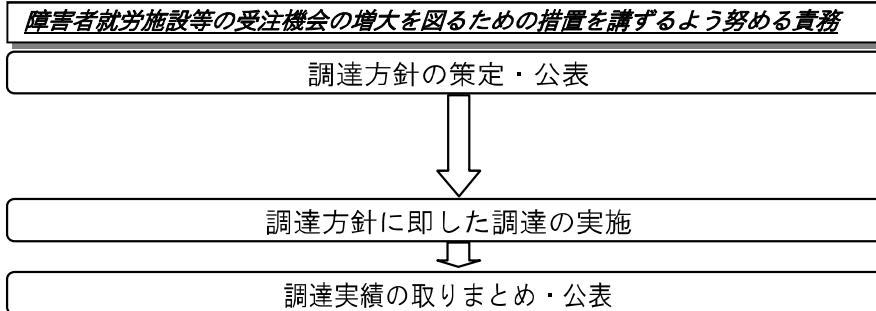
障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進（第3条～第9条）

<国・独立行政法人等>



<地方公共団体・地方独立行政法人>



3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第1条～附則第3条）

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。